

国見町債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 2 4 号

国見町債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

国見町債権管理条例施行規則(平成 23 年国見町規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出し中「その他」を「公課及びその他」に改め、同条第 1 項中「その他の債権徴収吏員証(第 9 号様式)」を「公課徴収吏員証(第 9 号様式の 1)もしくはその他の債権徴収吏員証(第 9 号様式の 2) またはその両方」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「その他の債権徴収吏員交付簿(第 10 号様式)」を「公課徴収吏員交付簿(第 10 号様式の 1) 及びその他の債権徴収吏員交付簿(第 10 号様式の 2)」に改め、「備え付け、」の次に「公課及び」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

- 3 公課徴収吏員は、公課回収業務や債務者本人以外から債務者に関する財産調査等を行うときは、公課徴収吏員証を携帯しなければならない

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 9 号の 1 様式（第 17 条関係）

公課徴収吏員証

(表)

8.5 cm

5.5 cm

第 号	公課徴収吏員証
写 真	国見町事務職員
	年 月 日生
年 月 日交付	印
	福島県国見町長

(裏)

- 1 本証は、国見町公課の滞納整理事務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときには、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 徴収吏員でなくなったときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第 9 号の 2 様式（第 17 条関係）

その他の債権徴収吏員証

(表)

8.5 cm

5.5 cm

第 号	その他の債権徴収吏員証
写 真	国見町事務職員
	年 月 日生
年 月 日交付	印
	福島県国見町長

(裏)

- 1 本証は、国見町その他の債権の滞納整理事務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときには、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 徴収吏員でなくなったときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第 10 号の 1 様式 (第 17 条関係)

公課徴収吏員証交付簿

[illegible]

第 10 号の 2 様式 (第 17 条関係)

その他の債権徴収吏員証交付簿

[illegible]